

事務連絡
令和5年3月30日

職員各位

ハラスメント対策委員会
委員長 岡崎 雄介

令和4年度「ハラスメント対策委員会」活動報告について

以下のとおり取りまとめ報告します。

○ 活動の概要

4月	第1回委員会開催。役員を選任し、委員会の役割を確認。 各委員が厚生労働省のオンライン研修を受講。
	地方公務員災害補償基金のDVD「消防職員の心身の健康を保つために」により、ハラスメントの基礎知識を学ぶ職員研修を実施。
12月	全国の消防本部を対象に消防庁が実施した「ハラスメント等相談窓口相談員向けWeb研修」を受講。
3月	第2回委員会開催。参考事例「被害者不在でもパワハラは成立するのか？」を基に意見交換を実施。

○ 委員長コメント

この1年間ハラスメント対策委員として活動してきましたが、年間を通してハラスメントの相談や通報は無く、この点については非常に良かったと感じています。

活動内容としては、上記にあるとおり4月のオンライン研修に始まり、全職員を対象としたDVDによる基礎知識を学ぶ研修の実施、12月には消防庁主催のハラスメント等相談員向けのWeb研修を受講、3月の委員会での意見交換と、様々な研修を受け、ハラスメントについて理解を深めることが出来ました。

特に12月のWeb研修については全国のハラスメント対策委員と共に研修を受講し、情報の交換と共有が出来たことは非常に有意義なものとなりました。

このような相談員向けの研修というのは今まであまり開催されていなかったものなので、来年度以降も是非取り入れていって欲しいと感じました。

研修を通して、ハラスメントについての様々な注意点・対処法を学びましたが、他人に嫌な思いをさせない日常的な行動・言動は、最低限守らなければならない事です。しかし、我々の職業柄、命に関わる部分への指導もあり、時には叱らなくてはならない場面があります。それらを全く行わないことは職員の成長に繋がらず、事故防止の観点からもある程度必要なこともあります。

業務の適正な範囲内で行う指示や注意・指導も必要であり、部下に指導をした際は、必ずアフターフォローをして相手の捉え方を確認したり、相手や周囲に誤解を招くような言動を避けるようにして、自らの言動と行動を慎重に選択する必要があります。このようなことに注意をしながら、必要であれば話し合いを積み重ねハラスメント事案にならないよう、職員1人1人がより良い職場になるようハラスメントに対する意識を高め、見識を深めていきましょう。